ンターチェンジまでの間の各インターチェンジ、近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから四日市ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び甲賀土山インターチェンジ、近畿自動車道尾鷲多気線の勢和多気インターチェンジから紀伊長島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、近畿自動車道敦賀線の敦賀ジャンクションから小浜インターチェンジ、一般国道１号（新湘南バイパス）の茅ヶ崎海岸インターチェンジから藤沢インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道302号（伊勢湾岸道路）の東海インターチェンジから飛島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田東ジャンクションから関広見インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び大垣西インターチェンジ、一般国道１号（西湘バイパス）、一般国道138号（東富士五湖道路）、一般国道271号（小田原厚木道路）、一般国道16号（八王子バイパス）並びに一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））。ただし、第二東海自動車道横浜名古屋線の三ヶ日ジャンクションから豊田東ジャンクション、近畿自動車道名古屋神戸線の四日市ジャンクションから四日市北ジャンクション、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の寒川北インターチェンジから海老名南ジャンクション、一般国道475号（東海環状自動車道）の東員インターチェンジから四日市北ジャンクションまでの間が供用した場合は、当該供用した区間の各インターチェンジも対象インターチェンジとする。

高速道路工事開始公告

中日本高速道路株式会社公告第14号

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成27年３月31日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道475号（東海環状自動車道）	岐阜県関市下有知から岐阜県関市下有知まで	改築工事	平成27年４月１日

高速道路「一般国道475号（東海環状自動車道）（三重県員弁郡東員町大字長深から三重県四日市市北山町まで）」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社公告第15号

高速道路「一般国道475号（東海環状自動車道）（三重県員弁郡東員町大字長深から三重県四日市市北山町まで）」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成27年３月31日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

記

工事の区間　旧）三重県員弁郡東員町大字長深
新）①三重県員弁郡東員町大字長深
②三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
③三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
④三重県四日市市北山町から三重県四日市市北山町まで
工事区間変更日　平成27年４月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成27年３月31日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑴②リのうち、「１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車	大型車	特大車
388.350	582.525	1,359.224

ただし、東九州自動車道と接続する日以降の」を削る。

１．［２］⑴⑤ロのうち、「第13条第１項第６号」を「第13条第１項第７号」に改め、関門トンネルの集中工事に伴う料金調整を削る。

１．［２］⑵①ロ㈡を削る。

１．［２］⑵②ロ㈠のうち、「平成27年３月31日」を「平成28年３月31日」に改める。

１．［２］⑵⑤イの表中、「九州縦貫自動車道鹿児島線と椎田道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の小倉東インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。」、「東九州自動車道と椎田道路を、東九州自動車道の行橋インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。」及び「椎田道路と宇佐別府道路を、宇佐別府道路の宇佐インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。」の各項を削り、「椎田道路と宇佐別府道路を、椎田道路の椎田南インターチェンジと宇佐別府道路の宇佐インターチェンジ（椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの区間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの区間が供用する日から東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。」を「東九州自動車道と椎田道路を、東九州自動車道の豊前インターチェンジと椎田道路の椎田南インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから豊前インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）。」に改める。